

愛媛県 森林環境税



since 2005

愛媛県森の交流センター

森林環境税について

森林は、洪水や濁水を緩和する「水源かん養機能」、土砂の崩壊を防止する「山地災害防止機能」、環境にやさしい木材を生産する「木材等生産機能」、二酸化炭素を吸収し地球温暖化を防止する「生活環境保全機能」、レクリエーションの場となる「保健文化機能」など、私たちの生活と深く関わっています。

そこで、愛媛県では、森林を、次の世代によりよい形で受け継いでいくため、平成17年度から森林環境税を導入して、「森をつくる」、「木をつかう」、「森とくらす」の3つのテーマで「県民参加の森林づくり」を進めています。

具体的には、河川源流域の森林の間伐、木造校舎や木製の机など公共施設などで木材の積極的な活用、県民の皆さんの森林ボランティア活動の支援などを行っています。



荒廃した森林

森林環境税



県民参加の森林づくり

将来



健全な森林

私たちの生活に欠かせない、水や空気をきれいにしてくれる森林は、手入れが行き届かず荒廃が進んでいます。

愛媛の森林を県民共通の財産として守り育て次世代に引き継ぐため、「県民参加の森林づくり」を進め豊かな森づくりを目指します。

森林環境税を活用してこれまで実施してきた主な事業

「森をつくる活動」

県民共有の財産である森林の環境保全を目指し、水源かん養等公益的機能の高い森林など、県民のくらしと深く関わる森林の整備や保全に努めています。



「木をつかう活動」

学校や公共性が高いと認められる施設の木造化や内装の木質化を進めています。



「森とくらす活動」

県民と森林が共生する豊かなくらしの実現を目指し、森林との出合いやふれあい等を通して森林を知り、森林を身近に感じ、森林を愛する契機を創り出すことに努めています。



E~もりくん
森林環境税のシンボルマーク

森林環境税の概要(平成17年~平成21年)

納める額は…… 県内に住所がある個人(県民税納税者)は、年額500円
県内に事務所がある法人は、県民税均等割額の5%相当額
(例) 資本金が1,000万円超1億円以下の場合には1年間に2,500円

納める方法は…… 個人(給与所得者)は住民税(県民税)と合わせて給与から差し引きされます。
個人(給与所得者以外の方)は市町から送られてくる納税通知書により納めてください。
法人は、法人県民税の申告納付により納めてください。

森の交流センターによる取り組み

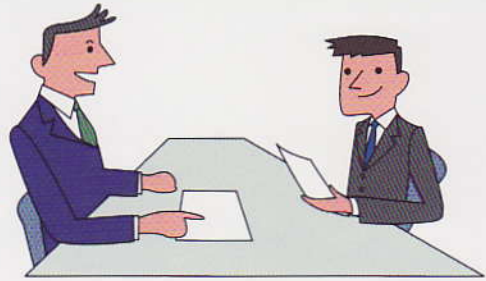
森の交流センターは、森林環境税を活用して、県内で森林ボランティア活動を行う皆さんを応援しています。主な業務は以下のとおりです。

① 公募事業への支援

森林ボランティア活動を行う皆さんの、手続きや活動支援を行っています。

応募団体 県内に住所を有する森林ボランティア団体、NPO法人、PTAなどの地域グループなど。

事業の決定 応募のあった事業は、審査のうえ支援事業を決定します。



② 森林づくりフィールドのあっせん

森づくりの参加の場(森林づくりフィールド)を登録し、森林づくり活動をしていただく皆さん(森林づくり活動者)へあっせんしています。川下にお住まいの皆さんが、川上の森林を育てる活動が可能になります。

■ フィールドの募集

フィールド提供していただける森林所有者を募集しています。登録された森林は、活用を希望する、企業、ボランティア団体などにあっせんします。なお、登録によって森林所有者の権利に制限が加わることはありません。

■ 森林づくり活動者の募集

フィールド活用を希望する皆さんを募集しています。森の交流センターのホームページ(フィールド一覧)から、ご希望のフィールドの申込書を、森の交流センターに提出してください。

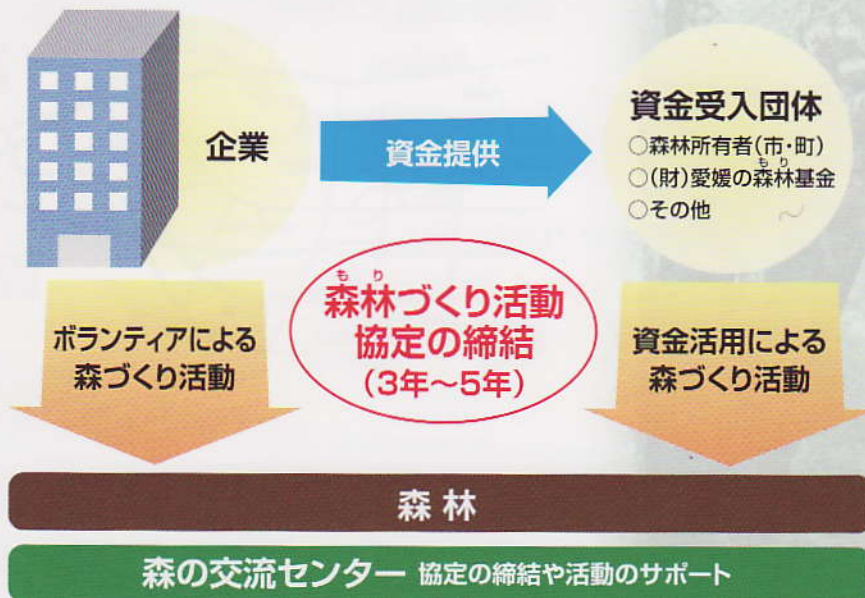
■ 協定のあっせん

使用申込があった場合、森林所有者にあっせんします。森林所有者の承諾のうえ、活動内容の協定を支援します。



③ 企業の森づくりのサポート

社会貢献活動(CSR活動)に関心の高い企業に、「県民参加の森林づくり」運動への参加をよびかけています。「企業の森づくり」は、企業からの資金提供をもとに森林整備や、社員の皆さんによる森林ボランティア活動を行うものです。



資金受入団体

- 森林所有者(市・町)
- (財)愛媛の森林基金
- その他

※(財)愛媛の森林基金

緑の募金を原資とし、放置林を整備する事業など、森林の公益的機能を拡充する活動などを行っています。



